

### 1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

### 2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、本年3月に閣議決定した「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進

### 3. 対応状況 （精査中）

- 令和5年の提案230件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、176件について内閣府と関係府省との間で調整 （件数）

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計 (A)	実現できなかったもの (B)	合計 (C) = (A+B)
146	9	155	21	176

- 令和5年の提案募集では、人材不足のさらなる深刻化が懸念される中、住民サービスの質を維持・向上させるため、地方公共団体と関係機関等との「連携・協働」、地域住民の生活に重要な業務を担う「人材(担い手)確保」を重点募集テーマとして設定

「連携・協働」に関する提案のうち、提案の実現に向け検討等を行った案件は13件

「人材(担い手)確保」に関する提案のうち、提案の実現に向け検討等を行った案件は20件

# 令和5年の地方からの提案等に関する主な対応（案）

## ○幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長

⇒対応(案):

保育教諭等となるための幼稚園教諭免許・保育士資格要件に関する特例及び資格取得要件の緩和措置の延長について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## ○管理栄養士国家試験の受験要件の見直し

⇒対応(案):

管理栄養士養成施設卒業者(卒業見込者を含む)については、管理栄養士国家試験の受験要件として栄養士免許を取得することを不要とする。

## ○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用

⇒対応(案):

民間の建築物に係る建築確認と同様に、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等を、指定確認検査機関も行うことができるようにする。

## ○生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化

⇒対応(案):

生産緑地地区の区域内に所在する土地について、生産緑地法に基づき買取申出をした者は、一定の要件を満たす場合に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出を不要とする。

## ○宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化

⇒対応(案):

宅地建物取引業者名簿等の閲覧対象書類について、閲覧制度のデジタル化に伴い、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化する。

## ○獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し

⇒対応(案):

獣医師から農林水産大臣への氏名等の届出について、オンラインによる届出の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

# 令和5年の地方からの提案等に関する主な対応（案）

## ○国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療費助成制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し

⇒対応(案):

地方公共団体と区域外の国民健康保険団体連合会との委託契約等により現物給付が可能であることを周知する。  
また、当該委託契約が円滑に締結できるような取組や医療機関等の事務負担軽減のための方策について検討する。

## ○里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築

⇒対応(案):

住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みを構築するため、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

## ○妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築

⇒対応(案):

地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担を軽減するなど、必要な措置を講ずる。

また、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

## ○地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化

⇒対応(案):

国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方自治体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化する。

# 令和5年の地方からの提案に関する対応状況

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a ※1 (件数)	現行規定で 対応可能 b (件数)	小計 c=a+b (件数)	実現できなかったもの d (件数)	合計 e=c+d ※2 (件数)	実現・対応 の割合 c/e (割合)
	H26	263	78	341	194	535
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	89.4%
R元	140	20	160	18	178	89.9%
R2	142	15	157	11	168	93.5%
R3	145	2	147	13	160	91.9%
R4	198	15	213	22	235	90.6%
<b>R5 (精査中)</b>	146	9	155	21	176	88.1%

※1：引き続き検討することとしたものを含む ※2：各年の提案件数のうち、過去の提案募集で既に扱われたもの等を除き、関係府省と調整を行った件数